

● 政策目標5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化・物流の高度化が進展する中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、我が国の競争力強化を図るとともに、水際における国民生活の安全・安心を確保することが重要です。そのためには、関税制度の不断の見直しを行いつつ、貿易手続の効率化を図り、関税等の適正な賦課・徴収を確保し、水際取締りの強化に取り組んで行くことが必要です。中でも、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るAEO（認定事業者）制度の推進については、平成19年5月にとりまとめられた「アジア・ゲートウェイ構想」やその最重要項目の一つである「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月改訂）に掲げられ、「経済財政改革の基本方針2008」においてその着実な実施が決定されており、取組を一層強化することが重要です。

このような税関に対する様々な社会経済的要請に的確に応えるため、以下の三点につき、効率的・効果的に取り組んでいくことが重要です。

まず、「税」の面、すなわち歳入官庁としての税関の役割は、国税収入の1割に相当する額（約5兆6千億円）を徴収する機関として非常に重要になっています。そのため、適正な申告が可能となるよう納税環境の整備を進めるとともに、事後調査等に重点的に取り組むことにより、関税等の適正な賦課及び徴収を確保することが重要です。

また、「関」の面では、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、銃器・不正薬物等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物品や知的財産侵害物品等の効果的な水際取締りを図ることが重要です。

更に、「貿易円滑化」の面では、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者について簡素かつ迅速な通関手続等を可能とするAEO制度の推進等を通じ、国際貿易の安全確保と円滑化の両立に取り組むことが重要です。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月28日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日閣議決定）

平成21年度予算編成の基本方針（平成20年12月3日閣議決定）

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年1月19日閣議決定）

経済財政の中長期方針と10年展望（平成21年1月19日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2009（平成21年6月24日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成20年6月27日改定）

犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上

4. 平成21年度の事務運営の報告

業績目標 5-3-1 : 関税等の適正な賦課及び徴収

[平成21年度実施計画]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入(納税)申告された貨物について、輸入(納税)申告内容(品目分類、課税価格及び原産地等)の適正性を審査・確認し、必要に応じて、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入(納税)申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

更に、適正な輸入(納税)申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者への立入調査、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適時適切に実施します。

② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入(納税)申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

このような事前教示制度の利用を促進するため、税関の通関窓口等において、そのメリットを丁寧に周知します。また、事前教示制度の事務処理に当たっては、照会内容によっては時間をかけた深度のある検討が必要となるものがありますが、回答を迅速に行うため、引き続き分類センターや評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、各税関におけるデータベースの一層の活用を推進します。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況(事前教示に一定期間以内で回答した割合)」を設定し、引き続き、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適切な輸入(納税)申告の確保を図ります。

[事務運営の報告]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保

イ 重点的な審査・検査の実施

貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性を確保するため、輸出入申告に対する審査・検査を的確に実施し、申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。また、審査・検査に当たっては、適正かつ迅速な通関に資するようコンピュータシステムを活用するとともに、研修等を通じて職員の商品等に対する知識向上を図り、適正な申告が行われていない可能性が高い貨物について重点的な審査・検査を行いました。

○参考指標 5-3-1 : 審査・検査における非違発見件数

(単位: 件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
非違発見件数	42,081	50,049	58,250	50,632	75,229

(出所) 関税局業務課調

(注) 審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

□ 正確な品目分類のための分析手法の見直し

正確な品目分類による適正な課税を確保するため、必要に応じ貨物の組成等の分析を行っています。特に、関税中央分析所においては、税関における効率的で精度の高い分析に資するため、引き続き分析手法の調査・研究を行うとともに、分析手法の見直しにも努めました。

○参考指標 5-3-2 : 税関分析法等の見直し及び検討件数

(単位 : 件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
見直し及び検討件数	109	111	135	128	107

(出所) 関税中央分析所調

(注) 各税関における統一的な分析を確保するために標準的な分析法を定めた税関分析法に関する見直しや検討、あるいは、従来の分析方法では対応できない新規の輸出入貨物の分析等に関する調査・研究を行った件数。

ハ 輸入事後調査の実施

輸入者の事業所を個別に訪問し関係帳簿書類を調査するなど、輸入（納税）申告が適正に行われていたかを事後に確認する輸入事後調査を適時・的確に実施し、決済金額とは別に支払った貨物開発費用等の申告漏れを発見するなど、関税等の適正な賦課・徴収の確保に努めました。このように輸入事後調査を的確に実施した結果、平成20事務年度における不足申告価格（申告漏れ）は、過去最高の約1,984億円となりました。

○参考指標 5-3-3 : 輸入事後調査実績（実施件数）

(単位 : 件)

事務年度（7～6月）	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施件数	5,401	5,548	5,865	6,080	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 平成21年度（事務年度）実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-4 : 事後調査実績（事後調査における不足申告価格（申告漏れ））

(単位 : 百万円)

事務年度（7～6月）	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
不足申告価格	161,556	155,372	161,667	198,375	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注2) 平成21年度（事務年度）実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-5 : 事後調査実績（事後調査における非違の割合）

(単位 : %)

事務年度（7～6月）	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
非違の割合	67.4	69.1	69.9	68.9	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

(注2) 平成21年度実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-6：加算税の徴収実績

(単位：件、百万円)

		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
輸入通関時	件数	2,944	2,117	2,141	1,740	1,511
	金額	594	68	55	65	43
輸入事後調査 (事務年度)	件数	13,103	16,202	18,503	19,090	N. A.
	金額	550	662	697	830	N. A.

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課決定件数及び賦課決定額。

(注2) 「輸入通関時」は、輸入申告の審査段階において発見し賦課したもの、「輸入事後調査」は輸入許可後の調査により発見し賦課したものの件数。

(注3) 平成21年度輸入事後調査（事務年度）実績値については、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書へ掲載予定。

(注4) 平成17年度の輸入通関時における加算税の実績（賦課決定額）が約6億円と他の年度に比べ多額であるのは、同年度に摘発された大口脱税事件の影響によるもの。

(参考) 関税ほ脱事犯に関する犯則調査状況

(単位：件)

事務年度（7～6月）	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
犯則調査件数	127	83	45	34	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 犯則調査を終了して処理（検察官への告発又は税関長による通告処分）した件数。

(注2) 平成21年度（事務年度）実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書へ掲載予定。

(注3) 「平成22年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

二 通関業者に対する適切な指導・監督

平成21年度においては、通関業者への定期的な立入調査を行い、管理監督体制を検証し、非違事案の原因究明と再発防止策について適切な指導を行うほか、非違の件数や態様を勘案し通関業者の経営者層に対しても管理監督体制について必要な助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。

また、改善を指導した通関業者については、改善状況の確認を行い指導の実効性を確保するよう努めました。

○参考指標 5-3-7：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数）

(単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
許可件数	57	60	50	54	34
総 数	1,332	1,350	1,373	1,391	1,392
処分件数	1	7	5	3	0

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

(注4) 平成18年度の処分件数が大幅に増加しているのは、同一の通関業者において複数の税関にまたがる処分事案が発生したことによるもの。

② 事前教示の充実

事前教示制度の運用状況

事前教示制度については、回答が3年間通関審査に際して尊重されるなどのメリットがある文書による事前教示の活用を促すとともに、回答の更なる早期化など手続の改善を行いました。また、事前教示の照会に対し、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析や、各税関におけるデータベースの活用を推進し、迅速な回答に努めました。

こうした取組の結果、業績指標5-3-1「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」については、文書による照会に対して30日以内で回答した割合は3年連続で99.9%を達成するとともに、平均処理日数についても13.9日と目標値及び昨年度実績値より短縮しました。また、口頭による照会に対して即日回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会が例年より多かったため、目標値の99.9%には届かなかったものの、99.4%と十分に高い割合となっています。

◎業績指標 5-3-1：事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）

(単位: %、日)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
文書による回答	95.8	99.6	99.9	99.9	99.9	99.9
平均処理日数	18.3	15.3	15.3	14.3	15	13.9
口頭による回答	99.8	99.8	99.7	99.7	99.9	99.4

(出所) 関税局業務課調

(注) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。

○参考指標 5-3-8：事前教示制度の運用状況（事前教示回答件数）

(単位: 件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
文書回答	3,840	4,420	4,691	5,075	6,022
口頭回答	77,135	75,720	73,181	55,028	55,207

(出所) 関税局業務課調

(注1) 文書回答：文書により受け付け、文書によりその回答を行った件数。

(注2) 口頭回答：電話等により受け付け、口頭によりその回答を行った件数。

③ 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の新規許可又は更新等の申請があった場

合には、申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査し、貨物管理責任者等に対し必要な指導を行った上で、許可等を行いました。

また、許可等の後においても、被許可者の法令遵守状況等を確認するため、定期的に保税地域への立入検査や貨物保全措置の点検を行い、直接その場で必要な指導等を行いました。

さらに、法令違反があった場合には、関税法の規定に基づき、非違の程度に応じて、許可の取消しや外国貨物の搬入停止等の行政処分を行い改善を求めるなど、保税制度の適切な運用に努めました。

○参考指標 5-3-9：保税地域数（総数、新規許可件数及び更新件数） (単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
総 数	5,786	5,710	5,698	5,683	5,621
新規許可件数	293	309	243	230	234
更新件数	737	1,239	1,062	755	545

(出所) 関税局監視課調

(注1) 総数：保税地域の各年1月1日現在の総数。

(注2) 新規許可件数：保税地域の許可を新規に行った件数。

(注3) 更新件数：保税地域の許可期間の更新（許可期間は原則6年。更新も同じ。）を行った件数。

○参考指標 5-3-10：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数 (単位：件)

事務年度（7～6月）	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
非違発見件数	175	216	127	141	N. A.
処分件数	9	22	13	16	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 平成21年度実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書に掲載予定。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

[平成21年度実施計画]

① 取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行う必要があります。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、これまで差止申立て制度や取締り対象の拡大等の制度改正、所要の定員の確保や機構の整備等の体制強化に取り組んできたところですが、引き続き、知的財産の保護のため、制度改正や体制強化を行うなど取組みを強化していく必要があります。

不正薬物・鉄砲等の社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行なうことが効果的かつ効率的なことから外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニング

を行っていきます。このほか、大型X線検査装置を始めとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、引き続き情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んだ重点的な水際取締りを行います。

また、特にテロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出された貨物について手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施します。

更に、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図るため、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策の強化に取り組みます。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を税関においてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指標」及び「大型X線検査装置による検査指標」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等の締結への取組みを積極的に進めています。更に、民間からの情報提供の促進に努めます。

特に、知的財産侵害物品については、水際における差止実績の多くが中国又は韓国からの物品であることから、効果的な取締りを実施するため、定期的に日中韓3カ国関税局長・長官会議知的財産作業部会を開催し、引き続き情報交換を積極的に実施していきます。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述のとおり、外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

[事務運営の報告]

① 取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、関係機関と連携し、積極的な取締りを実施しました。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的なことから、外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行いました。

また、年々増加する輸出入貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、より的確な検査を実施するため、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、これらの効率的な活用に努めました。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行いました。

加えて、テロ対策の強化の観点から、平成15年3月より日・米税関当局の間で、平成21年1月より日・加税関当局の間で実施している海上コンテナ安全対策（C S I :

Container Security Initiative) の取組みを引き続き実施し、日・北米間の海上貨物輸送全体のより一層の安全強化を図りました。

(注) 海上コンテナ安全対策 (C S I : Container Security Initiative) とは、海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、コンテナ貨物を船積みする外国の港に税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナを選定し、検査 (X線検査等) を要請する取組み。

イ 不正薬物の水際押収量の割合

業績指標 5-3-2 「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、不正薬物の密輸阻止に取り組みました。我が国で乱用されている不正薬物は、国内で違法栽培されている大麻の一部を除けば、そのほとんどは海外から密輸入されたものであり、また、不正薬物が一旦国内へ持ち込まれると取締りや押収が極めて困難になります。このため、不正薬物の供給を水際で遮断することが国内の薬物乱用問題を解決するうえで重要です。平成21年に税関が水際で摘発した不正薬物の押収量は、覚せい剤の摘発件数が164件 (対前年比49%増) と過去最高を記録し、押収量は333kg (対前年比18%減) とやや減少したものの、高水準を維持しています。また、不正薬物の水際押収量の割合は、平成17～21年の実績値でみると、国内での大麻栽培事犯の検挙件数が前年に引き続き過去最高を記録する中で、水際以外での大麻押収量が2年連続で増加したこと等により、前期を10ポイント下回りました。(税関での水際押収量は、参考指標 5-3-20 (P353) を参照。)

◎業績指標 5-3-2 : 不正薬物の水際押収量の割合

(単位 : %)

	平成13～17年	14～18年	15～19年	16～20年	17～21年	
					目標値	実績値
水際押収量の割合	81.0	81.8	80.4	77.3	向上	67.3

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物 (覚せい剤、大麻、麻薬類 (ヘロイン、コカイン、あへん)) の国内全押収量 (厚生労働省統計) 中、水際押収量 (税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量) の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

□ 事前報告情報を活用した検査の強化

平成21年度においては、業績指標 5-3-3 「事前選定による検査指標」を設定して、海上貨物スクリーニングシステムを活用しつつ、要注意貨物の絞り込みを実施し、重点的な取締りに努めましたが、目標値には届きませんでした。北海道洞爺湖サミットの開催に伴い、我が国におけるテロ行為等の未然防止を図るため、取締対象貨物の選定のタイミングを早期にシフトし、より一層の検査強化を図った前年と同水準の目標値を設定したため、目標値には届かなかったものの、平成19年度の指標と同じ水準を維持しております。

◎業績指標 5-3-3：事前選定による検査指数

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	
				目標値	実績値
事前選定による検査指数	100	168	201	200	168

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する。

ハ 大型X線検査装置等による検査の強化

大型X線検査装置については、近年、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯が多発している状況を踏まえ、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため、平成17年度までに全国16か所（13港）に配備しました。

平成21年度においては、業績指標 5-3-4「大型X線検査装置による検査指標」を設定し、大型X線検査装置を活用した効果的・効率的な大型貨物の取締りに努めましたが、密輸手口の悪質化、巧妙化に的確に対応するため、量より質を重視する観点から、リスクに基づく重点検査を実施したことや、一部の検査装置については経年劣化による故障のため有効な活用ができなかったことから、目標値を達成することができませんでした。大型X線検査装置以外の検査機器を有効に活用するなどして、効果的な実際取締りに努めました。

◎業績指標 5-3-4：大型X線検査装置による検査指標

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	
				目標値	実績値
大型X線検査装置による検査指標	100	106	109	115	96

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する（各年度の指標の測定にあたっては、当該年度に更新等のため稼働停止している装置を除いたうえで、18年度の検査件数を修正している）。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

② 関係機関との連携と情報の収集

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と情報交換の更なる拡大・充実に努めるなど連携の一層の強化を図りました。また、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成21年度においては、新たに税関相互支援協定をロシア及びイタリアと署名するとともに、発効済みの相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めました。

さらに、犯則手口が悪質化・巧妙化する中、関係機関等との連携を強化するとともに、引き続き情報交換及び入手情報の分析を積極的に行いました。

③ 平成22年度関税改正

平成22年度関税改正において、昨今の不正薬物の乱用に対する国民の危機感の一層の高まりに対応するため、他の国内規制法の罰則水準とのバランスや関税法の罰則体系の中でのバランスを考慮しつつ、関税法における禁止品輸出入罪等に係る罰則水準を引き上げました。

④ 業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上

[平成21年度実施計画]

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まると同時に、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することが求められています。

このため、税関としては、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献することが重要となっています。具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度の拡充をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続に係る様々な制度の改善を行い、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

通関手続については、平成13年9月の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度を推進することが国際的な潮流となっています。

我が国においては、平成18年3月に輸出者について、平成19年10月に倉庫業者について、平成20年4月に通関業者及び運送業者について、順次AEO制度を導入し、平成13年3月に導入した簡易申告制度を発展させた輸入者のAEO制度（平成19年4月導入）と併せて、サプライチェーン全体をカバーするAEO制度が概ね構築されたところですが、平成20年8月に改訂された「貿易手続改革プログラム」も踏まえ、引き続き既存制度の改善、AEO制度の対象となる事業者の拡大を進めます。

また、AEO制度を導入した各国当局間において相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認に向けた取組も進めているところです。我が国は平成20年10月よりニュージーランドとの間で相互承認を実施したほか、米国、EU等との間で協議等を進めます。

これらの取組も含め、税関手続における利用者の利便性について、アンケート調査を通じて利用者の意見等を聴取し、その結果の分析を踏まえ、制度の改善を図り、利用者の一層の利便性向上に努めます。

更に、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果から、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。また、「特例輸入申告制度の利用状況（特例輸入者数）」、「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」、「特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）」、「認定通関業者制度の利用状況（認定通関業者数）」及び「特定保税運送制度の利用状況（特定保税運送者数）」を設定し、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する特例措置の利用状況を測定します。更に、「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

[事務運営の報告]

① AEO（認定事業者）制度の推進等

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化する「AEO制度」を推進しました。平成21年度においては、従来から要望のあった特定輸出貨物の運送に係る消費税の免税について平成22年度税制改正により措置がなされ、4月より実施しました。

また、我が国と同様のAEO制度を導入している国との相互承認については、平成20

年のニュージーランドとの合意に続き、平成21年6月には米国との間で合意に至りました。その他、EU、カナダ等との間で協議・研究を進めています。さらに、中国及び韓国との間で第1回の日中韓AEO作業部会を開催し、相互の制度について研究を行いました。

② 輸入通関における平均所要時間

業績指標 5-3-5 「輸入通関における平均所要時間」については、平成21年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月に公表しました。

平均所要時間は、前回調査（平成18年3月）と比べ、海上貨物は3.3時間から3.1時間に短縮し、航空貨物は、前回と同じ0.4時間を維持しています。これは、税関の深夜・休日等における通関体制の整備の定着などにより、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

◎業績指標 5-3-5：輸入通関における平均所要時間

（単位：時間）

		平成12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度 (H21.3実施)	22年度 目標値
平均所要時間	海上	4.9(73.8)	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3.1(62.4)	3.0
	航空	0.6(25.7)	0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4(16.0)	0.4

（出所）関税局業務課調

（注1）輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

（注2）調査を実施した年度のみ計上している。

（注3）目標年度（調査実施年度）は、今後の状況により変更する場合がある。

（参考）AEO貨物の輸入通関における平均所要時間

（単位：時間）

		平成20年度 (H21.3実施)
平均所要時間	海上	0.1(38.6)
	航空	0.1(17.5)

（出所）関税局業務課調

（注1）輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

（注2）調査を実施した年度のみ計上している。

（注3）「平成22年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

③ AEO制度の利用状況

業績指標 5-3-6 「特例輸入申告制度の利用状況（特例輸入者数）」については、利用者の一層の拡大を目指して制度のメリット等の周知に努めましたが、法令遵守に係る社内管理体制の整備等に時間を要す企業があつたことなどから、目標値の75者を下回る結果となりました。

◎業績指標 5-3-6：特例輸入申告制度の利用状況（特例輸入者数） (単位：者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
特例輸入者数	55	51	56	72	75	73

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度末における特例輸入者数。

業績指標 5-3-7 「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」については、貿易手続改革プログラム（平成20年8月改訂）に掲げられた平成20年末までに特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を5割超まで高めていくとの目標は達成されましたが、その後も利用者の一層の拡大に取り組んだ結果、目標値の220者を上回る234者となりました。

◎業績指標 5-3-7：特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数） (単位：者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
特定輸出者数	1	8	100	205	220	234

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度末における特定輸出者数。

業績指標 5-3-8 「特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）」については、利用者の一層の拡大を目指して重点的に取り組んだ結果、平成21年度の実績は平成20年度（55者）から18者増加し、目標値の60者を上回る73者となりました。

◎業績指標 5-3-8：特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数） (単位：者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
特定保税承認者数	—	—	18	55	60	73

(出所) 関税局監視課調

(注1) 各年度末における特定保税承認者数。

(注2) 本制度の導入が平成19年10月1日であるため、平成18年度までの実績はない。

業績指標 5-3-9 「認定通関業者制度の利用状況（認定通関業者数）」については、利用者の一層の拡大を目指して重点的に取り組んだ結果、平成21年度の実績は平成20年度（8者）から13者増加し、目標値の12者を上回る21者となりました。

(新) ◎業績指標 5-3-9：認定通関業者制度の利用状況（認定通関業者数） (単位：者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
認定通関業者数	—	—	—	8	12	21

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末における認定通関業者数。

(注2) 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度までの実績はない。

業績指標 5-3-10 「特定保税運送制度の利用状況（特定保税運送者数）」については、利用者の拡大を目指して制度の周知に努めましたが、法令遵守に係る社内管理体制の整備等に時間を要す企業が多かったことなどから、目標値の5者を下回る結果となりました。

(新) ◎業績指標 5-3-10 : 特定保税運送制度の利用状況（特定保税運送者数） (単位:者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
特定保税運送者数	—	—	—	0	5	1

(出所) 関税局監視課調

(注1) 各年度末における特定保税運送者数。

(注2) 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度までの実績はない。

(参考) 認定製造者制度の利用状況（認定製造者数） (単位:者)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
認定製造者数	—	—	—	—	0

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末における認定製造者数。

(注2) 本制度の導入が平成21年7月1日であるため、平成20年度までの実績はない。

④ 輸出入通関における利用者満足度

業績指標 5-3-11 「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者及び通関業者を対象としてアンケート調査を実施して計測しました。

平成21年度のアンケート調査は、平成22年1月に全国の税関において輸出入者及び通関業者を対象として実施し、輸出入者については440者から、通関業者については872営業所から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変良い」及び「良い」）を得た割合である「輸出入手続全体に関する評価（満足度）」は、輸出入者については34.4%（前年度：28.5%）となり目標値を上回りました。通関業者については38.7%（前年度：37.2%）と目標値には達しなかったものの、前年度に比べ上昇しました。これらの結果を踏まえ、職員の接遇等の向上に努めます。

なお、上記の評価に「やや良い」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、輸出入者については54.3%（前年度：52.3%）、通関業者については70.3%（前年度：69.8%）と上昇しています。

◎業績指標 5-3-11：輸出入通関における利用者満足度

(単位：%)

		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
						目標値	実績値
満足度	輸出入者 (上位2段階)	24.5	19.0	23.2	28.5	30.0	34.4
	輸出入者 (上位3段階)	53.2	48.8	50.0	52.3	N.A.	54.3
	通関業者 (上位2段階)	33.0	29.5	30.4	37.2	40.0	38.7
	通関業者 (上位3段階)	65.5	64.7	67.2	69.8	N.A.	70.3

(出所) 関税局業務課調 (アンケート調査による)

(注1) アンケート調査の概要についてはP534参照。

(注2) 平成21年度目標値 (上位3段階) については、平成21年度目標値が7段階評価のうち上位2段階の評価 (「大変良い」及び「良い」) により設定されていたため、存在しない。

⑤ 旅具通関

平成21年度のアンケート調査は、平成22年1月に成田、関西、中部及び福岡の各空港において一般旅客を対象として実施し、814名の方から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価 (「大変良い」及び「良い」) を得た割合である「旅具通関に対する利用者の評価」は、53.2%と前年度を2.2ポイント上回る結果 (前年度: 51.0%) となりました。また、改善度については、31.8%の方が、以前と比べて良くなつたと評価しており、悪くなつたとの評価が1.0%であったことから、税関職員の接遇の向上等については、職員研修等の成果が現れたものと分析されます。これらの結果を踏まえ、引き続き税関職員の接遇の向上等に努めます。

○参考指標 5-3-11：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
評価 (上位2段階)	45.6	50.8	51.9	51.0	53.2
評価 (上位3段階)	76.1	68.7	67.9	75.6	72.6

(出所) 関税局監視課調 (アンケート調査による。)

(注) アンケート調査の概要についてはP535参照。

施 策 5-3-4：税関手続システムの更改等により、利用者の利便性の向上を図る。
(成果重視事業)

[平成21年度実施計画]

① 税関手続システムの現状

国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組んでいます。

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム (Air-NACCS) (注) を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム (Sea-N

ACCS）（注）を導入し、以後も累次のシステム更改や関係省庁システム（注）とのシングルウインドウの実現など、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。

② 税関手続システムの更改

輸出入及び港湾・空港の税関手続については、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実施することにより利用者の利便性を向上させ、国際物流の迅速化・円滑化・電子化に貢献するため、平成20年10月に輸出入・港湾関連情報処理システム（*Sea-NACCS*）を稼働させました。また、平成22年2月に、*Air-NACCS*を更改、*Sea-NACCS*と統合し、一つのシステムにすることとしています。

③ シングルウインドウの見直し

平成20年10月に、従来のシングルウインドウを発展させ申請画面や利用者コードの統一などの機能や利便性を向上させたシングルウインドウ（府省共通ポータル）（注）を稼働させました。更に、関係省庁システムについても、一体的な運営を行うこととしました。

このシングルウインドウについては、平成19年6月に閣議決定された「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月改訂）において、稼働後も官民の関係者が継続的な見直しを行っていくこととされており、平成21年10月以降に港湾管理者の手続を、平成22年2月には、空港の入出港手続をシングルウインドウに追加するほか、関係省庁システムのうち、貿易管理手続を処理する経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（*JETRAS*）との統合を予定しています。

当該施策に対応する業績指標として、「*NACCS*の利用状況（システム処理率）」及び「*NACCS*の運用状況（システム稼働率）」を設定し、国際物流の電子化等への貢献状況を測定します。

（注）*NACCS*（*Air-NACCS*、*Sea-NACCS*）、府省共通ポータルの管理・運営や関係省庁システムの一体的な運営は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が行っています。

【事務運営の報告】

① 税関手続システムの現状

輸出入及び港湾・空港の税関手続については、昭和53年の通関情報処理システム（*NACCS*）（注1）の導入後、累次のシステム更改等を通じ、輸出入者等の利便性の向上を図り、システムの管理体制を充実することにより、安定稼働に努めるとともに、国際物流の迅速化・円滑化に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組みました。

② 税関手続システムの更改

平成21年度においては、平成22年2月に*Air-NACCS*を更改、*Sea-NACCS*と統合し、輸出入・港湾関連情報処理システム（*NACCS*）（注2）として一つのシステムにすることにより、システムの共通化、スリム化を図るとともに、稼働時間を延長するなど、サービスレベルを向上させました。また、システムの統合による運用コストの低減等により、海上貨物と同様に、航空貨物に係るシステム利用料金を約3割引き下げました。

業績指標 5-3-12「*NACCS*の利用状況（システム処理率）」については、海上貨物の輸出入申告のシステム処理率として設定しましたが、海上貨物の輸出申告においては、個人の土産品等の発送を扱う業者の書面による申告が多かったため、目標値を下回りました。

③ シングルウインドウの見直し

平成20年10月に稼働した新たなシングルウインドウ（府省共通ポータル）については、「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月第2次改訂）において、稼働後も官民の関

係者が継続的な見直しを行っていくこととされており、平成21年10月に港湾管理者の手続を、平成22年2月には、空港の入出港手続をシングルウインドウに追加しました。

関係省庁システムの統合については、港湾手続を処理する国土交通省の港湾E D I（平成20年10月統合）に続き、平成22年2月に、貿易管理手続を処理する経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）をN A C C Sに統合しました。また、動植物検疫や食品衛生手続のシステムについては、それぞれのシステムの更改時期を捉えて統合することとしており、平成25年度以降の統合を目指し、現在、検討を行っているところです。

（注1）N A C C Sは、税関手続及びこれに関連する民間業務を処理するシステムとして、昭和53年に航空貨物を処理する航空貨物通関情報処理システム（A i r – N A C C S）が、平成3年に海上貨物を処理する海上貨物通関情報処理システム（S e a – N A C C S）が導入されました。N A C C S及び府省共通ポータルの管理・運営並びに関係省庁システムの一体的な運営は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が行っています。（平成20年9月までは独立行政法人通関情報処理センターがN A C C Sの管理・運営を行っていました。）

（注2）輸出入・港湾関連情報処理システム

輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務（貨物管理等）を国際物流の流れの中で一体として処理する官民共同システム。なお、輸出入等関連業務とは、税関手続、入管手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、植物検疫手続、動物検疫手続、貿易管理手続及び港湾手続に関する業務をいいます。

◎業績指標 5-3-12：N A C C Sの利用状況（システム処理率）（単位：%）

	平成21年		22年
	目標値	実績値	目標値
システム処理率	海上貨物の輸出入申告のシステム処理率 98%	海上貨物の輸出入申告のシステム処理率 96.8%	全貨物の輸出入申告のシステム処理率 98%

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注1）N A C C Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

（注2）システム処理率において、平成21年目標値は、海上N A C C Sのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

◎業績指標 5-3-13：N A C C Sの運用状況（システム稼働率）（単位：%）

	平成21年度		22年度
	目標値	実績値	目標値
航空N A C C S	—	—	99.99
海上N A C C S	99.99	100	

（出所）輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

（注1）システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

（注2）航空N A C C Sの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

（注3）平成22年度においては、航空、海上の両システムが統合されているため、単一の目標値を設定。

なお、「成果重視事業」である「次期税関システム開発事業」に係る評価については、別途503ページで行っています。

施 策 5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

[平成21年度実施計画]

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における銃器・不正薬物等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知っていただくことが必要です。更に、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等に関する最新情報を利用者が必要とする時に、分かりやすい形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、AEO制度、品目分類、関税評価等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成を見直し、また、各コンテンツから関連情報へのリンクを追加して、利便性を向上させるなど、国民の目線に立った、分かりやすく、使いやすいホームページ作りに取り組んできたところです。

平成21年度においても、引き続き、読者の情報ニーズを踏まえつつ、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等においても、これらの情報を積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。

税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びアクセスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットによるものであることから、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。更に、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、カスタムスアンサー（インターネット版）を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。

[事務運営の報告]

業績指標 5-3-14「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス状況の向上を目指し、利用者の利便性を踏まえ、新着情報（見出し）の見直しを行ったほか、AEO制度をはじめとした輸出入通関制度や税関における社会悪物品等の水際取締りの取組状況等の情報の提供について、情報の速報性の確保に務めました。

また、輸出入者にとって使用頻度の高いコンテンツが、トップページから直ちに得ることが可能となるよう、クリックリンクの整理のほか、各コンテンツから関連する情報へリンクを追加するなど、より分かりやすく、見やすいホームページ作りに取り組みました。

なお、平成21年度の「税関ホームページへのアクセス状況」については、訪問者数について1,845,519者（前年比3.4%減）となり、昨年度に比べ減少したものの、目標値を上回る高い水準となりました。

◎業績指標 5-3-14：税関ホームページへのアクセス状況

(単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	
			目標値	実績値
訪問者数	1,621,654	1,910,341	1,680,000	1,845,519

(出所) 関税局総務課調

(注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) を訪問した者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者 (IPアドレス) については、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上する。

○参考指標 5-3-12：税関手続及び様式のホームページへの掲載件数

(単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
掲載件数	様式 157 手続 169	様式 383 手続 249	様式 340 手続 260	様式 389 手続 260	様式 394 手続 246

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

(注) 掲載件数：「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」に掲載された税関手続 (概要) 及び税関ホームページに掲載された申請や届出等の様式の件数。

税関職員による説明会・講演会については、若年層における不正薬物乱用防止を踏まえ、学校への出張授業のほか、新制度の導入あるいは制度改正に合わせて行う等、利用者の方々の要望を踏まえて積極的に実施しました。

○参考指標 5-3-13：税関による講演会・説明会の開催回数

(単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
講演会	392	329	332	309	343
説明会	1,139	1,108	1,085	1,021	978

(出所) 関税局総務課調

(注) 各税関で行われる業務説明会、講演会 (主な対象者：通関業者等関連団体、貿易関係者、教師、学生など) の開催回数。

関税等の適正な賦課・徴収や、国民生活の安全・安心を確保するためには、輸出入者に対して税関の制度等の情報を分かりやすく提供し、広く認知されることが重要です。業績指標 5-3-15「輸出入通関制度の認知度」については、輸出入者を対象としてアンケート調査を実施しました。輸出入者の多くが、輸出入通関手続全般を通関業者に依頼していることなどから、制度の一部に目標値に届かないものがありました。

今後、通関業者を通じるなどにより、輸出入者に情報をより分かりやすく提供するなど、広報活動等の改善に取り組む必要があります。

◎業績指標 5-3-15：輸出入通関制度の認知度

(単位：%)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
事前教示制度	69.4	63.9	69.8	70.4	70.0	71.7
NACCSを利用した他法令手続	66.7	61.7	60.2	67.7	70.0	64.7
納期限延長制度	74.8	72.8	73.3	75.8	80.0	76.7

特例輸入申告制度	78.0	73.4	79.0	86.3	80.0	80.0
特定輸出申告制度	—	—	68.4	75.8	70.0	81.4
執務時間外における通関	88.2	88.1	88.3	88.3	90.0	81.3

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP534参照。

(注2) 「特定輸出申告制度」については、平成18年3月導入であるため、平成18年度までの実績はない。

業績指標 5-3-16「密輸取締り活動に関する認知度」については、全国の税関においてアンケート調査を実施し、平成21年度は80.4%と、平成20年度の80.0%に比べ0.4ポイント増となりました。

「密輸取締り活動に関する認知度」については、近年は約8割の方に税関の密輸取締り活動を認知頂いているという結果がでています。このような中、平成21年度においても、税関見学者等に密輸取締り活動を紹介した広報ビデオを上映し、更に政府インターネットテレビでも同広報ビデオを配信しているほか、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表（概要）を税関ホームページに掲載するなど、密輸取締り活動の認知度を上げるための取り組みを行いました。

◎業績指標 5-3-16：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
認知度	78.4	80.0	76.9	80.0	80.0	80.4

(出所) 関税局総務課調

(注) アンケート調査により計測。概要についてはP535参照。

○参考指標 5-3-14：税関の密輸抑止効果についての認識

(単位：%)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
評 価 (上位2段階)	33.7	28.6	32.5	32.8	35.5
評 価 (上位3段階)	62.9	63.6	66.6	66.5	69.0

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。

(注2) 数値は、上位2段階については、アンケート調査における7段階評価の「十分役立っている」及び「役立っている」の割合。上位3段階については、「十分役立っている」、「役立っている」及び「まあ役立っている」で集計した割合。なお、アンケート調査の概要についてはP536参照。

税関相談については、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう努めるとともに、研修等を通じて職員の接遇の向上に努め、税関相談についての利用者満足度が向上するよう業務運営に努めました。

業績指標 5-3-17「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」については、窓口来訪者、輸出入者、通関業者に対するアンケート調査によりこれらの利用者の印象、意見等を聞き、その結果について分析しました。

平成21年度のアンケート調査は、平成22年1月に全国の税関において窓口来訪者及び輸出入者を対象として実施し、704名から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変良い」及び「良い」）を得た割合である「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」は、60.0%と目標値に達しました。

なお、上記の評価に「やや良い」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、78.2%となっています。

◎業績指標 5-3-17: 税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）（単位: %）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
満足度 (上位2段階)	46.1	51.4	51.3	61.0	60.0	60.0
満足度 (上位3段階)	75.7	72.1	71.7	79.5	N. A.	78.2

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査の概要についてはP535参照。

(注2) 平成21年度目標値（上位3段階）については、平成21年度目標値が7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変良い」及び「良い」）により設定されていたため、存在しない。

○参考指標 5-3-15: 税関相談制度の運用状況（相談処理件数） (単位: 件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
処理件数	192,448	193,091	193,896	190,249	190,244

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

カスタムスアンサー（インターネット版）がインターネットを通じた税関手続に関する照会に的確に回答し、情報を適切に提供しているかを測定するため、業績指標 5-3-18「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定しています。平成21年度においても、利用者にとって使いやすいものとなるよう、制度改正等を適時に反映し質問・回答内容を見直すなど、カスタムスアンサーの改善に取り組みました。なお、平成21年度の実績は172,410件（前年比5.1%減）となり、目標値を下回りました。今後、更なる改善に努め、利用者により便利なものとなるよう取り組みます。

◎業績指標 5-3-18: カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数 (単位: 件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
利用件数	150,273	165,127	172,921	181,752	178,000	172,410

(出所) 関税局業務課調

(注) カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

政策目標に係る予算額：平成21年度予算額：34,579百万円[20年度予算額：30,292百万円]

当該予算は、通関、徴税、監視取締り等税関業務を行う上で必要な業務経費です。

平成21年度予算の主な増要因は、国民の安全・安心の確保を図る観点から、銃砲・不正薬物・テロ関連物資の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化および利用者の利便性向上を図るための税関システムの更新に係る経費です。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 関税等の適正な賦課及び徴収

① 通関審査及び輸入事後調査の的確な実施

通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、関税分類・関税評価・原産地認定を担当する部門と輸出入通関を行う部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識と専門性の向上を図り、的確な通関審査に努めました。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めました。

② 事前教示

事前教示については、適正な納税申告を確保する観点から文書による事前教示手続の懇意に努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みました。

③ 通関業者に対する指導・監督

適切かつ迅速な通関を確保するため、申告誤りに対する適時・適切な指導に努め、通関業法に義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について立入調査による検証・助言を行いました。

④ 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者の法令遵守状況等を確認するための立入検査、貨物保全措置の点検等を実施すること等により、引き続き保税制度の適切な運用に努めました。

(2) 社会悪物品等の密輸阻止

① 取締体制の整備

税関においては、覚せい剤や麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品等の密輸事犯の手口が悪質化・巧妙化する中で、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の向上に努めるとともに、有効な取締・検査機器を導入・活用することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行いました。具体的には、水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的です。そのため、積荷及び旅客等に関する事項の入港前の報告を活用し、より充実した旅客及び貨物のスクリーニングを行いました。また、特にテ

口関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出された貨物について手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施しました。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めました。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行いました。

平成21年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行いました。

② 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との連携の一層の強化を図りました。国内関係機関や外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めた結果、密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合が向上しました。さらに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成21年度においては、新たに税関相互支援協定をロシア及びイタリアと署名するとともに、発効済みの相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めました。

(3) 税関手続における利用者の利便性の向上

① 通関手続の迅速化のための制度の利用促進等

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化する我が国のAEO制度を推進しました。平成21年度においては、従来から要望のあった特定輸出貨物の運送に係る消費税の免税について平成22年度税制改正により措置がなされ、4月より実施しました。

また、我が国と同様のAEO制度を導入している国との相互承認については、平成20年のニュージーランドとの合意に続き、平成21年6月には米国との間で合意に至りました。その他、EU、カナダ等との間で協議・研究を進めています。さらに、中国及び韓国との間で第1回の日中韓AEO作業部会を開催し、相互の制度について研究を行いました。

② 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員研修の見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度の改善と一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用に努めました。

(4) 税関手続システムの更改等による利用者の利便性向上

NACC Sについては、システムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努め、

平成22年2月に、A i r - N A C C S を更改、S e a - N A C C S と統合し、一つのシステム（N A C C S ）としました。

シングルウィンドウについては、貿易手続改革プログラム（平成21年7月第2次改訂）において、稼働後も継続的に見直しを行うこととなっているところ、平成21年10月に港湾管理者の手続を、平成22年2月に空港の入出港手続を、それぞれシングルウィンドウに追加しました。また、平成22年2月に、経済産業省のJ E T R A S （貿易管理オープンネットワークシステム：貿易管理手続システム）をN A C C S に統合しました。

（5）実効性のある税関行政実現のための情報提供

① 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供については、平成21年度においても引き続き内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上に取り組みました。

具体的には、施策5-3-5の事務運営の報告に記載したもののか、関税関係通達・様式の充実、税関における活動やニュース等を伝える「関税局・税関の動き」、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表の概要を伝える「各税関の事件発表」の掲載に努めるとともに、個別項目としては、原産地規則に関する事前教示回答についてホームページを使って情報提供を行いました。また、講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めました。

このほか、平成21年度においては、税関の密輸取締りを紹介した広報ビデオの税関見学者等への上映、密輸情報提供リーフレットの配布など、広報啓発活動の積極的展開に取り組みました。

② 税関相談

税関相談については、より一層分かりやすい適切な助言が行えるよう努めるとともに、利用者満足度の一層の向上を図るため、引き続き研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めました。また、カスタムスアンサーについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなった分かりやすいものとするため、掲載項目の追加等による内容の充実や見直しに努めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（1）関税等徴収額

関税等徴収額については、貿易の拡大に伴い輸入額が増加していたことから増加傾向にありましたが、平成20年度においては、輸入額の減少に伴い、約5.5兆円となっています。

関税等徴収額の国税全体に占める割合は、約11.9%に達しており、税関における関税等の適正な賦課及び徴収は、歳入確保の観点から極めて重要なものとなっています。

○参考指標 5-3-16：関税等徴収額（国税全体に占める割合を併記）（単位：億円、%）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
徴収額	49,147億円	54,036	56,467	54,768	N.A.
国税全体に対する割合	9.4%	10.0	10.7	11.9	N.A.

(出所) 関税局業務課調

(注1) 徴収額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油石炭税（石油税）並びにthon税及び特別thon税の徴収額を合算したもの。

(注2) 国税全体に対する割合：税関による徴収額／国税徴収額。

(注3) 平成21年度実績値は、平成22年7月以降にデータが確定するため、平成22年度実績評価書に掲載予定。

（2）平成21年の我が国の貿易動向

総合目標5 6. (6) (P102) 参照。

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

（3）輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

平成20年夏以降の経済金融情勢の悪化の影響を受け、輸出入許可件数とともに減少に転じています。

詳しくは政策目標5－1 6. (2) (P313) 参照。

○参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移（P313に掲載）

（4）旅具通関の迅速化

入国旅客等の携帯品等に係る徴税事務を適正かつ迅速に行うため、ACTIS（旅具通関事務電算システム）を導入し、関税等の税額計算や納税告知書の作成を電算化するとともに、累次のシステム更改等を行い、旅具通関の迅速化を図っています。

(注) ACTIS (Airport Customs Taxation Information System)：入国旅客等の旅具通関における携帯品、別送品、託送品の徴税処理を行うシステムのことを行います。

（5）関税等の滞納整理中の税額

関税等を納期限までに完納しないなどの理由で発生した滞納については、徴収権の税関間での引継ぎにより効率的・効果的な徴収を行うなど納税義務の履行を確保すべく努めています。

○参考指標 5-3-17：関税等の滞納整理中の税額（単位：百万円）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
滞納整理中の税額	8,772	25,829	26,637	26,553	26,618

(出所) 関税局業務課調

(注1) 関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額。

(注2) 平成18年度の税額が極端に増加しているのは、同年度に摘発された大口脱税事件に係る滞納の発生によるもの。

(注3) 平成19年度の税額は、精査の結果、平成19年度及び20年度実績評価書の数値と異なっている。

(6) 外国貿易船等入国数及び入国旅客数

平成21年における外国貿易船等の入港数及び入国旅客数は以下の通りとなっています。

○参考指標 5-3-18 : 入港船舶・航空機数及び入国旅客数 (単位:隻、機、万人)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
外国貿易船	135,927隻	137,935	134,827	129,890	112,756
外国貿易機	159,615機	165,526	172,864	174,386	163,148
特 殊 船	4,424隻	4,035	4,324	4,055	3,469
特 殊 機	7,413機	5,752	5,918	5,691	5,291
入国旅客数	2,490万人	2,571	2,649	2,520	2,316

(出所) 関税局監視課調(入国旅客数のみ「法務省出入国管理統計年報」)

(注1) 本邦に入港した外国貿易船(機)及び特殊船(機)の入港隻数。

・外国貿易船(機)：外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機。

・特殊船(機)：客船、国際チャーター機など、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で、外国貿易船(機)以外のもの。

(注2) 入国旅客数の平成21年は速報値である。

(7) 密輸摘発実績等

密輸摘発実績等のうち、覚せい剤については、平成21年の摘発件数は164件(対前年比49%増)と前年の110件を大幅に上回り過去最高を記録し、押収量は333kg(対前年比18%減)とやや減少しましたが、依然高水準を維持しています。また、地方の港や空港での摘発が相次ぎました。

密輸形態としては、航空機旅客による密輸事犯が最も多く、スーツケースの二重工作、みやげ物等への偽装工作、身辺巻きつけ、飲み込みの手口が多発しており、これらに的確に対応するため、各種情報や検査機器の有効活用に努め、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行っていきます。

平成21年(年度)における密輸摘発実績等は、以下の通りとなっています。

○参考指標 5-3-19 : 旅具検査における摘発件数

(単位:件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
摘発件数	276	379	330	299	203

(出所) 関税局監視課調

(注) 税関が旅具検査(携帯品、別送品、託送品等の検査)において不正薬物・銃砲・ワシントン条約該当物品・知的財産侵害物品を摘発した件数。

○参考指標 5-3-20：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（不正薬物・銃砲）

(単位：件、Kg、千錠、丁)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
不正薬物	343件	391	395	313	402
	679kg	378	816	498	403
	249千錠	148	1,340	162	93
覚せい剤	33件	82	72	110	164
	88kg	140	287	408	333
銃砲	2件	4	6	1	2
	4丁	15	10	1	2

(出所) 関税局調査課調

(注) 平成21年の摘発実績の報道発表から、新たに麻薬として指定された薬物をはじめ、これまで計上していなかった麻薬を計上するように集計方法を見直し、過去の摘発実績についても再集計したため、不正薬物に係る各年の数字は平成20年度評価書の数字とは異なっている。

○参考指標 5-3-21：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（盗難車両） (単位：件、台)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
摘発実績	298件	224	174	148	157

(出所) 関税局業務課調

○参考指標 5-3-22：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（偽造カード等） (単位：件、枚)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
摘発実績	11件 17,437枚	2 1,503	8 11,463	12 8,809	10 4,377

(出所) 関税局調査課調

(注) 偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

○参考指標 5-3-23：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（ワシントン条約該当物品）

(単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
輸入差止件数	1,152	1,230	951	661	1,134

(出所) 関税局業務課調

○参考指標 5-3-24：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（知的財産侵害物品） (単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
輸入差止件数	15,467	22,937	22,661	26,415	21,893

(出所) 関税局業務課調

○参考指標 5-3-25：関税法等違反事件の処分件数（告発処分件数） (単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
告発処分件数	254	264	300	241	348

(出所) 関税局調査課調

○参考指標 5-3-26：関税法等違反事件の処分件数（通告処分件数） (単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
通告処分件数	767	900	758	621	533

(出所) 関税局調査課調

○参考指標 5-3-27：知的財産侵害物品に係る差止申立等件数 (単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
申立て件数	260	301	379	367	417

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度内に新たに関税法第69条の4及び第69条の13に基づき権利者から輸出差止申立て及び輸入差止申立てがあった件数並びに同申し立ての更新件数。

○参考指標 5-3-28：輸出事後調査実績（実施件数） (単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
実施件数	40	341	568	765	846

(出所) 関税局調査課調

(注) 本制度の導入が平成17年10月1日であるため、平成17年の実施件数は10～12月の3か月分の実績である。

（8）関係機関との連携・情報収集実績

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との情報交換を積極的に図るとともに、関係機関のみならず、民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、国内関係機関から密輸に関する個別情報の収集に努めるとともに、税関相互支援協定等に基づく外国税関との情報交換、外国関係機関からの情報収集に努めました。また、関係団体には「密輸防止に関する覚書」に基づき密輸に関する情報提供を依頼するとともに、税関ホームページやポスター等により、幅広く密輸に関する情報提供を依頼しました。

平成21年（年度）における関係機関との連携・情報収集の実績は、以下の通りとなっています。

○参考指標 5-3-29：関係機関との連携・情報収集の実績

（国内関係機関からの情報入手件数） (単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報入手件数	133	148	173	168	170

(出所) 関税局調査課調

(注) 国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(外国関係機関との情報交換件数)

(単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
情報交換件数	3,422	4,868	5,889	6,605	8,767

(出所) 関税局調査課調

(注) 外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO、R I L O等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

○参考指標 5-3-30：関係機関との連携・情報収集の実績

(密輸防止に関する覚書に基づく通報件数)

(単位：件)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
通報件数	2,439	2,158	2,116	2,035	2,920

(出所) 関税局監視課調

(注) 「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

(密輸情報ダイヤルへの情報提供件数)

(単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報提供件数	132	185	203	277	214

(出所) 関税局調査課調

(注) 各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

○参考指標 5-3-31：関係機関との連携・情報収集の実績(国内関係機関との共同取締・犯則調査件数)

(単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
共同取締・犯則調査件数	5,930	5,769	5,847	5,699	4,906

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注) 国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と共同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5－3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-3-1 関税等の適正な賦課及び徴収

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-3-3 税関手続における利用者の利便性の向上

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 5-3-4 税関手続システムの更改等により、利用者の利便性の向上を図る。

(成果重視事業)

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 5-3-5 実効性ある税関行政実現のための情報提供

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 関税等の適正な賦課及び徴収

イ 通関審査及び輸入事後調査の的確な実施

通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や商品等に対する知識向上に努めます。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めています。

平成22年度においても、原産地認定事務、関税分類・分析事務、関税評価事務等の専門性のより高い業務の充実を引き続き図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう業務運営を行います。

ロ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。

ハ 事前教示制度

文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応にあたり全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数についても、引き続き迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組みます。

二 保税制度の適切な運用

引き続き、保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。

② 社会悪物品等の密輸阻止

イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、詳細な貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物及び旅客のリスク評価を行ってい

きます。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施します。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めます。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行います。

平成22年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

□ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図ります。

国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めます。また、外国税関との協力関係については、現在、20ヵ国・地域との間で税関相互支援協定等を結び、情報交換の促進に努めていますが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、今後、締結国との拡大を図るとともに、締結国間における積極的な情報交換を図っていきます。

③ 税関手続における利用者の利便性の向上

イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度である特例輸入申告制度、特定輸出申告制度、特定保税承認制度、認定通関業者制度、特定保税運送者制度及び認定製造者制度について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め制度利用の拡大を図るとともに、制度の的確な運用を図っていきます。また、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間で相互承認協議等を推進するとともに、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施します。

□ 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用に努めています。

また、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めています。

なお、利用者の方々の意見に関してより適切な調査を行うため、アンケート調査の

手法等についても見直しを行います。

④ 税関手続システムの更改等による利用者の利便性の向上

NACC Sについては、今後ともシステムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努めます。

関係省庁システムの統合については、今後は、動植物検疫や食品衛生手続のシステムを、それぞれの更改時期を捉えてNACC Sに統合する予定となっており、平成25年度以降の統合を目指し、引き続き検討を行います。

⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

イ 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要があります。平成21年度においては、税関における活動やニュース等を伝える「関税局・税関の動き」、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表の概要を伝える「各税関の事件発表」の掲載に努めてきましたが、平成22年度においても引き続き、内容の充実、速報性の確保、利便性の向上に努めます。また、あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めます。

また、国民の皆様に税関の役割等を知って頂き、税関の密輸取締り活動にご理解・ご協力を頂くため、引き続き、ホームページ等における情報の充実をはじめ、政府広報を活用するなど、税関広報活動の充実に努めます。

ロ 税関相談

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めます。

カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、引き続きニーズの把握に努めるとともに、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答内容の見直しを行います。

（3）平成23年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、事前教示や通関審査及び輸入事後調査の的確な実施、保税制度の適切な運用等において必要な経費が確保されるよう努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締り体制の整備及び検査機器等の充実化を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう必要な経費が確保されるよう努めます。

さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法

令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度の利用拡大に努めるとともに、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間の相互承認の早期実現や適切な実施に向けて協議を推進するため、必要な経費の確保に努めます。

更改を終えたNACC Sについては、引き続きシステムの管理体制の充実を図り、安定稼働を確実なものとするため、必要な経費が確保されるよう努めます。

加えて、これらの施策について、制度のメリット等を税関ホームページや説明会等を通じて周知に努め、税関の取組みに対する国民の理解度の向上や新しい制度等の利用拡大が図られるよう、必要な経費の確保に努めます。